

令和2年12月定例会 議会運営委員会の概要

日時	令和2年11月30日(月) 第1回	開会	午前	9時30分
		休憩	午前	9時43分
	第2回	再開	午前	10時50分
		休憩	午前	10時51分
	第3回	再開	午後	3時
		休憩	午後	3時 1分
	第4回	再開	午後	3時59分
		散会	午後	4時 5分
	12月 2日(水) 第1回	開会	午前	9時30分
		休憩	午前	9時38分
	第2回	再開	午前	11時41分
		休憩	午前	11時42分
	第3回	再開	午後	5時40分
		休憩	午後	5時41分
	第4回	再開	午後	6時20分
		散会	午後	6時22分
	12月 4日(金)	開会	午前	9時30分
		散会	午前	9時37分
	12月10日(木) 第1回	開会	午前	9時29分
		休憩	午前	9時38分
	第2回	再開	午後	0時18分
		散会	午後	0時22分
	12月18日(金) 第1回	開会	午前	9時33分
		休憩	午前	9時42分
		再開	午前	9時46分
		休憩	午前	9時48分
	第2回	再開	午後	1時59分
		閉会	午後	2時15分

場所 議会運営委員会室

出席委員 須賀敬史委員長

細田善則副委員長、石川忠義副委員長

飯塚俊彦委員、齊藤邦明委員、中屋敦慎一委員、木下高志委員、神尾高善委員、
小林哲也委員、小谷野五雄委員、江原久美子委員、井上航委員、山本正乃委員、
木村勇夫委員、安藤友貴委員、萩原一寿委員、秋山文和委員

出席者 田村琢実議長、小久保憲一副議長

欠席委員 なし

説明者 砂川裕紀副知事

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和2年12月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年11月30日(月)第1回)

委員長

1 知事追加提出議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

砂川副知事

委員長のお許しをいただいたので、最終日に追加提出をお願いしたいと考えている人事議案について、説明申し上げる。

お手元の資料「令和2年12月定例会に追加提出する人事議案」を御覧願う。

その内容だが、教育委員会委員及び収用委員会委員の任命についてである。埼玉県教育委員会委員に戸所邦弘氏を新たに任命することについて、埼玉県収用委員会委員に星野信吾氏、藤縄雅啓氏、石川猛氏の3名を再び任命することについて、御同意をお願いするものである。経歴等については、お手元にお配りしているので、御覧いただきたいと存じる。

以上が、今定例会議会に追加提出させていただく議案の概要である。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

委員長

2 質疑質問についての(1)質疑質問者氏名の確認についてだが、お手元の資料1により、質疑質問者氏名を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

次に、(2)質疑質問順位の設定についてだが、まず、12月4日(金)については、自民、県民、民主フォーラムの順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、12月7日(月)については、自民、公明、共産党の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、12月8日(火)については、自民、県民、民主フォーラムの順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、12月9日(水)については、自民、共産党、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

木下委員

12月9日については、1番目が藤井健志議員、3番目が松澤正議員でお願いします。

委員長

次に、12月10日（木）については、全て自民であるので、自民の中で順位を調整することによいか。

< 了 承 >

木下委員

12月10日については、1番目が美田宗亮議員、2番目が横川雅也議員、3番目が梅澤佳一議員でお願いします。

委員長

それでは、質問順位を確認する。

< 委員長、調整結果（別紙）を読み上げる。 >

委員長

3 知事提出急施議案の取扱いについてだが、去る11月20日（金）の議会運営委員会において、執行部から、急施を要するとの要請があった、第117号議案、第118号議案及び第124号議案の取扱いについて、御協議をお願いします。

委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

ただ今、お手元に配布した案のとおりでいかがか。

< 了 承 >

委員長

また、本日予定されている「知事提出急施議案に対する質疑」については、希望がある場合には、各党派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数党派順、発言通告書の提出期限は知事の提案説明終了後の休憩中速やかに、ということはいかがか。

< 了 承 >

委員長

4 意見書・決議案についてだが、件名については一般質問中日・12月8日（火）、案

文については一般質問最終日・12月10日（木）、それぞれ午後5時までに提出されるよう御協力願う。

なお、各会派間における取りまとめについては、正副委員長に御一任願う。

また、委員会において提案するものについては、最終日・12月18日（金）の朝の議会運営委員会までに、御報告をお願いする。

委員長

5 立皇嗣の礼についてだが、皆様御承知のとおり、去る11月8日、皇嗣殿下の立皇嗣が内外に宣明された。誠に慶ばしいことである。

については、本県議会の対応として、賀詞を奉呈したいと存じるが、いかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、賀詞の案文について、委員長案を配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

天皇陛下へ奉呈する賀詞と皇嗣殿下へ奉呈する賀詞の2案である。

この案で、いかがか。

< 了 承 >

委員長

ただ今御決定いただいた案文については、本日の本会議において、会期の決定後に、議長発議により異議なし採決でお諮りすることによいか。

< 了 承 >

委員長

なお、改革及び無所属は私から確認しておく。

委員長

6 予算特別委員会についてだが、去る11月20日（金）の議会運営委員会において、予算特別委員会の設置に向けた協議を進めていくこととさせていただいた。

そこで、昨年度の予算特別委員会設置要綱及び議会運営委員会決定事項を基に、委員長案として、お手元の資料2のとおり、予算特別委員会設置要綱（案）及び議会運営委員会決定事項（案）を作成したので御確認願う。

< 確 認 >

委員長

各会派におかれては、持ち帰り検討していただき、今後の議会運営委員会で御協議いただきたいと存じますので、よろしくお願いする。

委員長

7 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

8 その他に入る前に、テレビ取材についてお諮りする。

県政記者クラブ幹事社から、本定例会の本会議を議場正面のテレビカメラブースからの撮影も含め、テレビ取材したい旨の申請があった。

この件については、特別な事情が生じない限り、申請のとおり、本定例会会期中の取材を許可することでよいか。

< 了 承 >

委員長

その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、（2）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、知事の提案説明終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（3）本会議開会時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和2年12月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年11月30日(月)第2回)

委員長

1 知事提出急施議案(第117号議案、第118号議案及び第124号議案)についての(1)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

3 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、常任委員会閉会后とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

令和2年12月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年11月30日(月)第3回)

委員長

1 知事提出急施議案(第117号議案、第118号議案及び第124号議案)に係る各常任委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

3 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、各常任委員長の報告終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

令和2年12月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年11月30日(月)第4回)

委員長

1 知事追加提出議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

砂川副知事

委員長のお許しをいただいたので、執行部を代表して発言させていただく。

新型コロナウイルス感染症に関して、県内における新規陽性者数は、11月に入ってから高い水準で推移しており、11月21日には1日当たり過去最大の172人の陽性者が確認されている。

また、全国的にも感染が拡大しており、国においては「地方創生臨時交付金」に新たに「協力要請推進枠」を設け、都道府県知事が11月以降に行う新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮要請等へ交付金を追加配分することを決定した。

そこで、県内の感染状況や隣接する東京都の対応状況等を踏まえ、本県としても新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、エリアを限定した上で「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」に対し、営業時間を午前5時から午後10時までに短縮していただくよう協力を要請することを検討している。

また、要請の対象となる事業者の負担を少しでも軽減するため、協力金を支給することを併せて検討しており、補正予算の編成作業を行っているところである。現下の厳しい感染状況を考慮すると、一刻も早い営業時間短縮の要請が必要であり、そのための協力金の支給に係る補正予算案については、準備が整い次第、速やかに提案させていただきたいと考えている。大変恐縮ではあるが、明後日の12月2日に提案させていただきたいと存じる。

以上、よろしくお取り計らいいただくようお願い申し上げます。

委員長

2 会期予定の変更についてだが、ただ今説明のあった知事追加提出議案のために本会議を開く必要がある。

会期予定変更の委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >
< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

現在、議案調査日としている12月2日(水)に知事追加提出議案の報告及び上程を行う案である。

なお、当該議案の取扱いについては、今後の議会運営委員会で、執行部からの詳細な説明を受けた後、御協議いただくことを考えている。

この案のとおり変更することでよいか。

< 了 承 >

委員長

各会派におかれては、この旨を御周知願う。
なお、改革及び無所属には私から伝えておく。

委員長

3 知事提出急施議案（第117号議案、第118号議案及び第124号議案）についての（1）各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（2）討論の有無の確認についてだが、45番前原かづえ議員から第118号議案及び第124号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。
ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（3）採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

4 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

5 その他の（1）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、12月2日（水）の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（2）本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

令和2年12月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年12月2日(水)第1回)

委員長

1 知事追加提出議案についてだが、去る11月30日(月)の議会運営委員会で概要の説明があったが、詳細について、改めて、砂川副知事の説明を求める。

なお、説明の際は、着席したままで結構である。

砂川副知事

委員長のお許しをいただいたので、執行部を代表して発言させていただく。

まず、本日は大変お忙しいところ、議会運営委員会を開催していただき、感謝する。

また先日は、一般職等の期末手当の改定を行う三つの議案について御議決をいただき、誠に感謝する。

それでは、今定例会に追加提案させていただく議案について、説明申し上げる。

お手元の資料「埼玉県議会令和2年12月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。

本日、追加提案を予定している議案は、予算1件である。

新型コロナウイルス感染症に関して、県内における新規陽性者数は11月に入り、高い水準で推移しており、11月21日には1日当たり過去最大となる172人の陽性者が確認されている。

また全国的にも感染が拡大しており、国は「地方創生臨時交付金」において新たに「協力要請推進枠」を設け、都道府県知事が11月以降に行う新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮要請等へ交付金を追加配分することを決定した。こうした県内の感染状況や隣接する東京都の対応状況等を踏まえ、エリアを限定した上での営業時間短縮要請について、11月30日に専門家の意見を伺ったところ、感染拡大防止の観点から実施していくことに賛同をいただいたところである。そこで、本県としても、12月4日から12月17日までの14日間、さいたま市大宮区、川口市、越谷市内の「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」に対し、営業時間を午前5時から午後10時まで短縮していただくよう協力を要請することとした。

また、今回の要請に対して、より多くの事業者の方々に御協力いただき、営業時間短縮による負担を少しでも軽減するためには協力金の支給が必要であると判断し、急きよではあるが、補正予算を編成したところである。

お手元の資料2「令和2年度12月補正予算(追加)案の概要」を御覧願う。

今回の補正予算案は、県からの要請に14日間にわたり全面的に御協力いただいた事業者に対し、国の基準額である1店舗当たり1日2万円、計28万円を支給することに要する経費を計上するものである。その結果、一般会計の補正予算額は19億4,283万2千円となり、既定予算と今回の第11号補正予算を合わせた累計額は2兆3,103億3,297万6千円となる。

また、財源についてだが、本補正予算案では、事業者へ支給する協力金の8割に国庫支出金を充て、協力金の2割及び支給に要する経費に新型コロナウイルス感染症対策推進基金からの繰入金を充当している。

なお、更なる感染拡大防止のために営業時間短縮の要請を速やかに行う必要があり、そのための協力金の支給に係る本補正予算案については、他の案件に先立って御審議いただくよう、特段の御配慮をお願いする。

お手元の資料3は、一般会計補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計

数整理したものである。後ほど御覧いただきたいと存じる。

以上が、12月定例会に追加提案を予定している議案の内容である。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長

ただ今、執行部から、急施を要するとの要請があった本議案の取扱いについて、御協議をお願いします。

委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >
< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

ただ今、お手元に配布した案のとおりでいかがか。

< 了 承 >

委員長

また、本日予定されている「知事提出急施議案に対する質疑」については、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は知事の提案説明終了後の休憩中速やかに、ということはいかがか。

< 了 承 >

委員長

2 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

3 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、知事の提案説明終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3) 本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和2年12月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年12月2日(水)第2回)

委員長

1 知事提出急施議案(第161号議案)についての(1)質疑の有無の確認についてだが、19番中川浩議員から通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

3 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、常任委員会閉会后とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

令和2年12月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年12月2日(水)第3回)

委員長

1 知事提出急施議案(第161号議案)に係る各常任委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

2 決議案についてだが、お手元の資料のとおり、産業労働企業委員長から、産業労働企業委員の連名で、決議1件を本日の本会議に提案したい旨の報告があった。

この件については、今後の議会運営委員会で御協議いただきたいと存じるので、よろしく願います。

委員長

3 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

4 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、各常任委員長の報告終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

令和2年12月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年12月2日(水)第4回)

委員長

1 知事提出急施議案(第161号議案)についての(1)各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議員提出議案についての(1)案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(4)委員会審査の省略の確認についてだが、省略することでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(5)討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(6)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

4 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問初日・12月4日(金)の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

令和2年12月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年12月4日(金))

委員長

1 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

木下委員

本会議前のお忙しいところではあるが、お時間をいただきたいと存じる。

我が会派は、今定例会で議員提出議案として条例案を提案したいと考えている。条例案の概要をお配りして、説明させていただきたいと存じる。

委員長におかれては、よろしくお取り計らいをお願いします。

委員長

自民の条例案の概要を事務局に配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

それでは、説明をお願いします。

木下委員

お配りした条例案の概要を御覧願う。

近年、スマートフォンの急速な普及、撮影機器の高機能化、小型化に伴い、盗撮行為が様々な場所で行われている。盗撮された画像データは半永久的に記録され、インターネット上に流出するおそれがあるほか、個人の特特定が可能ケースも少なくない。このような状況を踏まえ、現在の条例では規制対象とされていない、学校、会社事務所内、住居などにいる人に対する盗撮行為等を禁止する必要がある。

そこで私たちは、「カメラを設置する、といった盗撮の準備行為」及び「のぞき行為」を含め、盗撮行為の規制場所を拡大し、罰則を強化することで、その抑止力を高め、県民生活の平穩を図ることを目的とした条例の改正案を提案したいと考えている。

各会派におかれては、お持ち帰りの上、御検討いただくようお願い申し上げます。

委員長

ただ今の件については、今後の議会運営委員会で御協議いただきたいと存じるので、よろしくをお願いします。

井上委員

本会議前のお忙しいところ引き続きで恐縮だが、私たちにも少々お時間をいただきたいと存じる。

我が会派も、今定例会で議員提出議案として条例案を提出したいと考えている。条例案の概要をお配りして、説明させていただきたいと存じる。

委員長におかれては、よろしくお取り計らいをお願いします。

委員長

県民の条例案の概要を事務局に配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

それでは、説明をお願いします。

井上委員

お配りした条例案の概要を御覧いただきたいと存じる。

我が会派の埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例について説明する。昨今、盗撮行為が場所を問わず多発している。そのため、現行の迷惑行為防止条例の規制の対象外になっている場所についても、盗撮の規制範囲とするものである。盗撮カメラの設置の準備行為も規制の対象とするなどの体制を整えることで、一層の日常生活の安心につながると考え、条例の改正を提案するものである。この概要のとおり、「2 内容」の目的規定の表現を現在の「県民生活」から「県民及び滞在者の生活」と表現を改めることや、不当な客引行為等の禁止に関する規定の見直しといったところも含めて、改正をお願いしたいと考えている。さきの自民委員の提案をお伺いすると、こういった考え方に相違点もあるかと存じる。

各会派におかれては、同じくお持ち帰りの上、御検討いただくようよろしく願います。

委員長

ただ今の件については、今後の議会運営委員会で御協議いただきたいと存じるので、よろしく願います。

委員長

2 その他に入る前に申し上げます。

本日から一般質問に入るが、質問時にパネル等を使用する場合には、「議長の許可を得た上で、必要最小限の範囲で認めること」とされているので、念のため申し上げます。

委員長

その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、（２）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最終日・12月10日（木）の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（３）本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和2年12月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年12月10日(木)第1回)

委員長

1 議案(第111号議案ないし第116号議案、第119号議案ないし第123号議案及び第125号議案ないし第160号議案)並びに請願の各委員会付託についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議員提出議案についての(1)条例案についてだが、去る12月4日(金)の議会運営委員会で自民及び県民から提案があった条例案2件が提出されたので、報告する。
まず、ア 案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、イ 提案説明の有無の確認についてだが、議第32号議案は、提案者を代表して、24番藤井健志議員が提案説明を行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

議第33号議案は、提案者を代表して、31番松坂喜浩議員が提案説明を行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、これらの議案の取扱いについてだが、本日の本会議の一般質問1人目終了後に上程、提案説明を行い、一般質問3人目終了後に質疑を行うことでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、議案に対する質疑についてだが、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は議第32号議案及び議第33号議案の提案説明終了後の休憩中速やかに、ということはいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)意見書・決議案についてだが、各会派から提出された意見書・決議案の柱は、お手元の資料1のとおり、意見書12件、決議1件、合計13件であるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、案文については、さきの議会運営委員会においてお願いしたとおり、本日午後5時までに提出されるようお願いする。

< 了 承 >

委員長

3 予算特別委員会についてだが、去る11月30日(月)の議会運営委員会において、お手元の資料2のとおり、予算特別委員会設置要綱(案)及び議会運営委員会決定事項(案)を配布させていただいた。

各会派におかれては、持ち帰り検討いただいたことと存じるが、何か御意見はあるか。

秋山委員

我が会派は、総括質疑について、2015年2月の予算特別委員会の審議時間数の660分に戻していただきたいということが1点。次に、少数会派の発言を保障するために、総括質疑でも部局別質疑でも、各会派に対して最低15分の質疑時間を保障していただきたい。3点目として、全ての議員の予算審議への参加を保障したいという立場から、予算審査の在り方を検討する場をつくっていただきたい。以上、3点である。

是非、御協議をお願いする。

木下委員

予算特別委員会は、当初予算を効率的かつ集中的に審査するために設置するものであり、部局横断的に審議ができる、近年の予算特別委員会の在り方は利にかなっているものと思う。昨年度の予算特別委員会でも活発な質疑応答が行われ、充実した委員会審査ができていた。

我が会派としては、今年度も、昨年度と同様の審議方法を採用することに賛成である。

委員長

ほかに、御意見はあるか。

< な し >

委員長

様々な御意見があったが、賛成意見が多数なので委員長案のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、予算特別委員会の設置の件は、最終日の本会議においてお諮りするので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

4 議会改革検討会における検討結果報告についてだが、去る10月14日（水）に設置された同検討会では、一般質問における一問一答式の導入、オンライン委員会及びペーパーレス議会システムの導入に関する検討が進められてきたところである。

このたび、お手元の資料のとおり、同検討会会長から、検討結果をまとめた報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

この件については、今後の議会運営委員会で協議してまいりたいと存じるので、よろしく願います。

< 了 承 >

委員長

5 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

6 その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、93番田並尚明議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に、（2）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、議第32号議案及び議第33号議案の提案説明終了後とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

なお、12時15分を目途に再開できればと考えている。

委員長

次に、(3) 本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和2年12月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年12月10日(木)第2回)

委員長

1 議第32号議案及び議第33号議案についての(1)議第33号議案の訂正についてだが、先ほどの本会議において提案のあった議第33号議案について、一部訂正があった。

議会運営上の手続に不手際があったことについて、おわび申し上げる。
訂正後の議案については、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

この件については、次の本会議の冒頭において、議長から報告するので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)委員会付託の確認についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

3 その他に入る前に申し上げる。

請願に対する討論についての申合せ事項ただし書に基づき、討論を希望する場合には、特別委員会日・12月16日(水)午後5時までに、私宛てに申し出るよう、よろしく御協力願う。

本件については、最終日・12月18日(金)の議会運営委員会で御協議をお願いする。

委員長

その他の（１）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、最終日・12月18日（金）の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（２）本会議再開時刻についてだが、午後1時でよいか。

< 了 承 >

令和2年12月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年12月18日(金)第1回)

委員長

1 各常任委員会及び決算特別委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

2 決算特別委員会「改善又は検討を要する事項」の配布についてだが、決算特別委員長から、本日の委員長報告に係る資料として、お手元の決算特別委員会「改善又は検討を要する事項」を本会議場に配布したいとの申出があったので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

3 請願に対する討論についてだが、今定例会の請願について、各委員会の審査結果を踏まえ、討論を行いたい旨の申出があった請願は、お手元の資料1のとおりである。
特に討論を必要とするか、御意見を願います。

秋山委員

本会議における請願に対する討論を行いたく、一言申し上げる。いずれの請願も県民にとって切実な願いである。本会議討論を行うことで、より分かりやすい県議会になる。是非、お認めいただきたいと存じる。

木下委員

請願に対する討論は、原則行わないことを申し合わせている。今回の請願については、その内容からも討論を行う特段の必要はなく、あえて本会議で取り上げて討論を行う必要はないものとする。

委員長

それでは、討論を行うべきとの意見もあったが、行う必要はないという意見が多数であるので、討論は行わないことでよいか。

< 了 承 >

委員長

4 議会運営委員会の閉会中における特定事件についてだが、お手元の資料2の案のとおり決定することに御異議ないか。

< 異議なし >

委員長

御異議なしと認め、お手元の資料2の案のとおり決定した。

委員長

5 意見書・決議案についてだが、去る12月8日(火)(一般質問中日)までに各会派から提出された意見書・決議案の柱13件(意見書12件、決議1件)について取りまとめ、調整したところ、お手元の資料3の一覧表のとおり、共同提案5件(意見書5件)となったので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

また、その他の1件は、各会派間で調整した結果、全会派一致とはならなかったが、意見書1件を提案していただきたいとの申出があり、これを認めたので、報告申し上げる。

委員長

6 予算特別委員会についてだが、去る12月10日(木)の議会運営委員会において、お手元の資料4「埼玉県議会予算特別委員会設置要綱(案)」のとおり、予算特別委員会を設置することで御決定いただいた。

まず、予算特別委員会に、令和3年度当初予算の総合的審査及び関連する事項の調査の件を付託の上、閉会中の継続審査とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、委員の選任についてだが、お手元の資料5の名簿のとおり選任することでよいか。

< 了 承 >

委員長

以上、予算特別委員会の設置、付託事件、付託事件の継続審査決定及び委員の選任については、委員長報告終了後に、異議なし採決によりお諮りすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、改革及び無所属は私から確認しておく。

また、正副委員長互選のための委員会を、次の本会議の休憩中に開会することでよいか。

< 了 承 >

委員長

7 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

8 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、93番田並尚明議員から欠席届が提出されている。

委員長

議事日程の記載に誤りがあったので、訂正のため、暫時、休憩する。

委員長

事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

ただ今お配りしたとおり、議事日程（その1）の差し替えをお願いします。

委員長

次に、（2）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、正副委員長互選のための予算特別委員会閉会后とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、委員長報告に対する質疑等の発言通告の手続のため、午後2時を目途に再開できればと考えている。

委員長

次に、（3）本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和2年12月定例会 議会運営委員会における発言
(令和2年12月18日(金)第2回)

委員長

1 予算特別委員会正副委員長の互選結果についてだが、委員長に宮崎栄治郎委員が、副委員長に諸井真英委員及び木村勇夫委員が、それぞれ互選された。
については、次の本会議の冒頭でこの旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

2 各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 議案に対する討論の有無の確認についてだが、15番秋山もえ議員から第107号議案、第108号議案及び第119号議案に対する反対討論、18番江原久美子議員から第107号議案及び第108号議案に対する賛成討論、43番東間亜由子議員から第107号議案及び第108号議案に対する賛成討論の通告書が提出されている。
ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

また、討論の順序は、ただ今申し上げた順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

4 議案及び請願の採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その1)のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

5 知事追加提出議案についてだが、去る11月30日(月)の議会運営委員会において説明のあった、人事議案についてである。
まず、(1)審議手続についてだが、人事に関する件であるので、正規の手続を省略し、直ちに採決することによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2) 採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その2)のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

6 議員提出議案についての(1) 案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2) 提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3) 質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(4) 委員会審査の省略の確認についてだが、省略することでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(5) 討論の有無の確認についてだが、30番守屋裕子議員から議第39号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(6) 採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

7 議会改革についてだが、去る12月10日(木)の議会運営委員会で報告した、議会改革の基本方針に基づき、順次議会改革を進めていきたいと存じる。

まず、(1) 一般質問における一問一答式の導入についてだが、一般質問に一問一答式を

導入し、これまでの一括質問・一括答弁式との選択制とすることで、より一層活発な質疑・質問が行われることを期するものである。

お手元の資料「一般質問における一問一答式の導入について（案）」を御覧願う。

主な点を説明する。現在の議席番号7ないし9を、一問一答式の質疑・質問を行う際の、専用の質問者席とする。議員の発言時間は、再質問等を含め35分以内とし、時間を超過した場合は直ちに質問を終結する。質問回数は1問につき、再質問、再々質問まで認めることとし、関連質問は認めないこととする。発言通告書の提出期限は、休日を除き、発言日の3日前の正午までとする。実施時期は、令和3年2月定例会からとする。

この案のとおり決定することによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)一般質問に関する先例の変更についてだが、ただ今決定したとおり一問一答式の質疑・質問を実施するためには、関係する先例の変更が必要となる。

委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >
< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

ただ今、お手元に配布した案のとおり変更することによいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、決定した先例変更について、事務局に所定の手続を執らせる。

また、この際、関連して、お諮りする。

「執行部は、議員の質疑・質問に対する答弁に際して、議員の発言時間と同程度の答弁時間となるよう努める」旨を執行部に要望したいと存じるが、いかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、この件について、議長から執行部に申し入れていただきたいと存じるが、議長、よろしいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)議席の一部変更についてだが、一問一答式の質疑・質問を実施するに当たって、議席の配置、会派の枠及び議席番号を変更する必要がある。

委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >
< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

ただ今、お手元に配布した案のとおり変更することではいかがか。

< 了 承 >

委員長

ただ今の変更を受けて、各会派及び無所属から議席の報告があったので、これを踏まえた議席変更一覧表を事務局に配布させる。

< 事務局職員が議席変更一覧表を配布 >

委員長

議席変更一覧表を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

ただ今、御確認いただいたとおり、議席の変更を行うことで、議長、よろしいか。

< 了 承 >

委員長

なお、議席の一部変更については、本日の議事の最後に行うこととし、新議席への着席は、次の議会からとすることで御了承願う。

< 了 承 >

委員長

また、これに伴う氏名柱及び登退庁ランプの変更は、本会議終了後に行うことで御了承願う。

< 了 承 >

委員長

次に、(4) 議場及び各委員会室の設備についてだが、議会改革に際して、議場及び各委員会室に必要な機能を付加する。

委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >
< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

総務課長に説明させる。

総務課長

お手元の資料「議場及び各委員会室の設備について（案）」を御覧願う。

まず、2の（1）議場についてだが、ペーパーレス議会システム導入の準備として、Wi-Fi環境を整備するとともに、各席に電源コンセントを新設する。なお、各席に電源を確保するに当たり、議場の一部にケーブルが露出することとなる。資料の図の丸で囲んだ部分になるが、ケーブルをモールで覆い、動線に支障が生じないようにする。

また、一問一答式の質疑・質問を実施する準備として、質問者席に演壇と同程度の收音性を備えたマイク及び持ち時間表示器を設置するとともに、質疑・質問時間を可視化するため、演壇脇にも持ち時間表示器を設置する。なお、一問一答式の質疑・質問が行われる際には、傍聴者から質問者の正面映像が見えるよう、傍聴席にモニターを設置する。

次に、（2）各委員会室についてだが、ペーパーレス議会システム及びオンライン委員会に対応するため、Wi-Fi環境を整備するとともに、電源を確保する。

最後に、3の工事等完了予定だが、令和3年2月定例会の開会日までに完了する見込みである。

説明は以上である。どうぞ、よろしく願います。

委員長

ただ今の説明のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

各会派におかれては、所属議員に対し、この旨を御周知願う。

なお、改革及び無所属には私から伝えておく。

委員長

8 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

9 その他の（1）2月定例会の会期予定案についてだが、この件については、2月19日（金）ないし3月26日（金）の日程で、執行部と調整をしているので、報告する。

なお、念のため申し上げるが、正式な会期予定は、御承知のとおり、先例により、議会招集日の1週間前の議会運営委員会で決定される予定になっている。

委員長

次に、(2) 本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。